

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年三月二十六日

指令川建セ第二九〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成三十年八月七日

川建セ第三〇〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字樽沢五百六番一の一部、五百六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字西和田五百七番地

川口 京子